和歌山県立南部高等学校龍神分校硬式野球部後援会会則

第 １条　本会は「和歌山県立南部高等学校龍神分校硬式野球部後援会」と称し、事務局を南部高等学校龍神分校におく。

第 ２条　本会は、南部高等学校龍神分校硬式野球部活動の振興を援助することを目的とする。

第 ３条　本会は、会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

第 ４条　本会は、次の事業を行う。

１）南部高等学校龍神分校硬式野球部の活動に対する財政的援助

２）南部高等学校龍神分校硬式野球部活動振興に関する協力及び支援

第 ５条　本会に次の役員をおく。

①会長　１名　②副会長　若干名　③理事　若干名　④事務局　１名

⑤会計　１名　⑥監事　２名　⑦顧問　若干名

２　会長及び副会長は総会において選出する。

３　顧問・理事及び事務局・会計・監事は、会長が委嘱する。

第 ６条　会長は、会務を総理し、総会並びに役員会を招集する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその代理を行う。

第 ７条　役員の任期は２ヶ年とし、再任を妨げない。

第 ８条　本会に次の機関をおく。

総　会　本会は、原則として年１回開く。

総会は、会員をもって総会とする。

役 員 会　必要に応じて開く。

第 ９条　本会は、会費及び寄付金をもって運営する。

第 10 条　会計経理ならびに事業概要は、総会において報告する。

第 11 条　監事は、会計年度の終わりに会計監査を行う。

第 12 条　本会の事業年度は、４月１日から３月３１日までとする。

附則　この会則は、平成１５年　６月　１日から施行する。

附則　この会則は、平成１６年１２月　６日から施行する。

附則　この改訂会則は、平成２２年４月１日から施行する。（第１２条）